

会 議 名	令和7年度第1回港区児童福祉審議会																		
開 催 日 時	令和7年6月9日（月）午後6時30分から午後7時30分まで																		
開 催 場 所	港区役所9階 914・915会議室																		
委 員	（出席者） 岡田委員、種谷委員、村上委員、横堀委員、岡尾委員、武田委員、 福島委員、三浦委員、松原委員、小橋委員、福田委員 （欠席者） 白川委員																		
区 関 係 者	<table border="0"> <tr> <td>子ども家庭支援部長</td> <td>中島 博子</td> </tr> <tr> <td>児童相談所長</td> <td>岡野 安成</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭支援部子ども政策課長</td> <td>西川 杉菜</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭支援部保育課長</td> <td>宮内 宏之</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長</td> <td>石原 輝章</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭支援部相談支援担当課長</td> <td>坪井 清徳</td> </tr> <tr> <td>児童相談所児童相談課長</td> <td>齊藤 和彦</td> </tr> <tr> <td>児童相談所相談援助担当課長</td> <td>奥村 直人</td> </tr> <tr> <td>児童相談所相談援助担当課長</td> <td>堀口 美和</td> </tr> </table>	子ども家庭支援部長	中島 博子	児童相談所長	岡野 安成	子ども家庭支援部子ども政策課長	西川 杉菜	子ども家庭支援部保育課長	宮内 宏之	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長	石原 輝章	子ども家庭支援部相談支援担当課長	坪井 清徳	児童相談所児童相談課長	齊藤 和彦	児童相談所相談援助担当課長	奥村 直人	児童相談所相談援助担当課長	堀口 美和
子ども家庭支援部長	中島 博子																		
児童相談所長	岡野 安成																		
子ども家庭支援部子ども政策課長	西川 杉菜																		
子ども家庭支援部保育課長	宮内 宏之																		
子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長	石原 輝章																		
子ども家庭支援部相談支援担当課長	坪井 清徳																		
児童相談所児童相談課長	齊藤 和彦																		
児童相談所相談援助担当課長	奥村 直人																		
児童相談所相談援助担当課長	堀口 美和																		
傍 聴 者	なし																		
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員委嘱について</li> <li>2 委員長・副委員長の選出、所属部会について</li> <li>3 各委員・区関係者紹介</li> <li>4 令和6年度の各部会の開催状況について</li> <li>5 令和6年度港区児童相談所の運営状況について</li> <li>6 その他</li> </ol>																		
配 付 資 料	<table border="0"> <tr> <td>資料1</td> <td>令和7年度港区児童福祉審議会委員名簿、区関係部課長名簿</td> </tr> <tr> <td>資料2</td> <td>令和6年度保育部会の開催状況について</td> </tr> <tr> <td>資料3</td> <td>令和6年度里親・子どもの権利擁護部会の開催状況について</td> </tr> <tr> <td>資料4</td> <td>令和6年度社会的養育推進計画策定部会の開催状況について</td> </tr> <tr> <td>資料4-2</td> <td>港区社会的養育推進計画</td> </tr> <tr> <td>資料5</td> <td>令和6年度港区児童相談所の運営状況について</td> </tr> <tr> <td>資料6</td> <td>港区児童福祉審議会条例</td> </tr> <tr> <td>資料7</td> <td>港区児童福祉審議会条例施行規則</td> </tr> <tr> <td>資料8</td> <td>港区児童福祉審議会部会設置要綱</td> </tr> </table> <p>&lt;机上配付&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定妊婦支援の強化について</li> <li>・港区妊産婦等生活援助事業 生活支援について ～特定妊婦の受け入れ開始しました～</li> </ul>	資料1	令和7年度港区児童福祉審議会委員名簿、区関係部課長名簿	資料2	令和6年度保育部会の開催状況について	資料3	令和6年度里親・子どもの権利擁護部会の開催状況について	資料4	令和6年度社会的養育推進計画策定部会の開催状況について	資料4-2	港区社会的養育推進計画	資料5	令和6年度港区児童相談所の運営状況について	資料6	港区児童福祉審議会条例	資料7	港区児童福祉審議会条例施行規則	資料8	港区児童福祉審議会部会設置要綱
資料1	令和7年度港区児童福祉審議会委員名簿、区関係部課長名簿																		
資料2	令和6年度保育部会の開催状況について																		
資料3	令和6年度里親・子どもの権利擁護部会の開催状況について																		
資料4	令和6年度社会的養育推進計画策定部会の開催状況について																		
資料4-2	港区社会的養育推進計画																		
資料5	令和6年度港区児童相談所の運営状況について																		
資料6	港区児童福祉審議会条例																		
資料7	港区児童福祉審議会条例施行規則																		
資料8	港区児童福祉審議会部会設置要綱																		
会議の結果及び主要な発言																			

委員長	定刻になりましたので、令和7年度第1回港区児童福祉審議会を開会します。事務局から本日の出席状況、資料確認、本日の流れについて説明をお願いします。
事務局 (子ども政策課長)	<p>本日の出席状況です。欠席は白川委員です。村上委員、小橋委員はオンライン参加ですので、前方のスクリーンでご確認ください。</p> <p>定足数である過半数は確認できていますので、本審議会は成立しています。次に資料の確認です。事前に送付させていただいた次第及び資料1から資料8でご説明します。</p> <p>資料5は一部数値が誤っておりましたので机上配付した差替をご覧ください。申し訳ございません。また、情報提供として、特定妊婦支援の強化についての資料とパンフレットも机上配付していますのでご確認ください。</p> <p>本日の流れです。本日は、委員委嘱、委員長・副委員長の選出、所属部会について事務局から報告し、各委員・区関係者紹介でお名前を読み上げます。その後、令和6年度の各部会の開催状況について、各部会長からご説明いただき、事務局から令和6年度港区児童相談所の運営状況を報告します。</p> <p>本審議会は議事録を作成するため録音しておりますのでご了承ください。発言される際は事務局職員がマイクをお渡ししますので、マイクを使用してご発言をお願いします。</p> <p>オンラインで参加されている委員については、ご発言される際はマイクをオンにしてお話しください。</p> <p>本審議会は公開で傍聴可能となっています。個人が特定されうる内容については発言をご留意いただきますようお願いいたします。</p>
委員長	本日の議題は報告事項が6件です。質疑応答を含め、終了時刻は午後8時を予定しています。
事務局 (子ども政策課長)	<p>1 委員委嘱について (資料1説明)</p> <p>本来、清家港区長から委嘱状を直接交付すべきところですが、4月に委嘱状を委員の皆様へ郵送しておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。</p> <p>委員の任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。よろしくお願いたします。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>2 委員長・副委員長の選出、所属部会について (資料1説明)</p> <p>4月に委員の皆様のご意向を確認させていただいた結果、委員長は松原委員、副委員長は横堀委員が選出されました。</p> <p>所属部会については、保育部会が岡田部会長、種谷委員、村上委員 里親・子どもの権利擁護部会が横堀部会長、岡尾委員、武田委員、福島委員、三浦委員 児童虐待死亡事例等検証部会が松原部会長、小橋委員、白川委員、福田委員となりました。</p>
委員長	ただいまのご報告に関してご質問やご意見はありますか。
委員一同	(質問事項なし)
委員長	質問がないようでしたら承認ということで処理させていただきたいと思えます。
事務局	<p>(3) 各委員・区関係者紹介 (資料1説明)</p>

(子ども政策課長)

令和7年度第1回の児童福祉審議会ですので、事務局でお名前を読み上げますので、お返事いただければと存じます。

会場にお越しにいただいている委員、次にオンラインで参加いただいている委員の順で読み上げさせていただきます。

聖徳大学短期大学部 名誉教授の岡田 耕一委員です。

建築士の種谷 奈雄子委員です。

青山学院大学コミュニティ人間科学部 教授の横堀 昌子副委員長です。

東京都済生会中央病院附属乳児院 院長の岡尾 良一委員です。

明治学院大学社会学部社会福祉学科 非常勤講師の武田 玲子委員です。

弁護士の福島 昭宏委員です。

ぼれぼれクリニック 院長の三浦 麻子委員です。

明治学院大学 名誉教授の松原 康雄委員長です。

弁護士の福田 笑美委員です。

オンラインで参加されている委員です。

常磐短期大学幼児教育保育学科 教授の村上 八千世委員です。

鴨川市立国保病院 病院長の小橋 孝介委員です。

本日欠席されている委員についてもご紹介させていただきます。

共立女子大学家政学部 学部長の白川 佳子委員です。

続きまして、区関係者をご紹介させていただきます。

子ども家庭支援部長の中島 博子です。

児童相談所長の岡野 安成です

保育課長の宮内 宏之です。

子ども家庭支援センター所長の石原 輝章です。

相談支援担当課長の坪井 清徳です。

児童相談課長の齊藤 和彦です。

相談援助担当課長の奥村 直人です。

同じく、相談援助担当課長の堀口 美和です。

私は子ども政策課長の西川 杉菜です。

以上の委員の皆様及び区関係者で令和7年度港区児童福祉委員会を実施させていただきます。改めてよろしくお願ひします。

#### 4 令和6年度の各部会の開催状況について

(資料2説明)

令和6年度保育部会の開催状況について報告をさせていただきます。

項番1の保育部会の所掌事項についてです。所掌事項は保育所の設置認可に関する事項などです。

項番2の開催状況についてです。令和6年度は3回開催しました。

第1回の保育部会では、保育所の整備着手前に、その計画の認可基準の適合状況を確認する計画承認の案件として、審議事項が2件ありました。また、内閣府令の改正に伴う、保育所等における職員配置基準の改正についての報告案件が1件ありました。

審議案件の2件については、事務局からの説明、公認会計士からの財務状況の分析などの報告を受け、子どもたちが使いやすい設計になっているか、財務状況は大丈夫なのかなど、部会で審議を行った結果、各保育室から子ども用トイレまでの動線に対する意見や、各保育室内の手洗い場に関する意見など様々な意見があったため、審議結果は保留としました。

第1回の保育部会で保留となった審議案件の2件については、第2回の保育部会で再度審議を行い、設計図面の修正や保育の運営の中で対応できると確認ができたため、適当であると答申しました。

第3回の保育部会では、前年度に計画承認された案件が、開園前に認可基準へ適合しているかを改めて確認するための設置認可の案件として、審議案件が2件ありました。また、既に開設をしている小規模保育事業所の事業譲渡に伴い、譲渡先の新法人に対して認可する案件が1件ありました。

岡田委員

種谷委員	<p>いずれの案件も、事務局からの説明、公認会計士からの財務状況の分析の報告を受け、部会で審議を行った結果、全ての案件について、適当であると答申しました。部会の審議結果については以上です。</p> <p>1年間をとおして私の感想を述べさせていただきます。昨年度の案件は芝浦、港南、高輪であり、高輪ゲートウェイ駅を中心に保育所や小規模保育事業所が繋がっているという印象を持ちました。少子化を迎えている時代においても港区の子どもの数は増加しており、港区では迅速に保育所の整備等の対応がされていると感じました。</p> <p>例えば屋内遊び場や、医療的ケア児の保育施設の充実など、他県や他自治体の模範となるような港区ならではの保育所等が整備され、そのような施設整備の一端を担わせていただいていることに喜びを感じております。</p> <p>種谷委員、村上委員からも一言お願いします。</p> <p>港区では広い園庭のある平屋の保育所などは多くありませんが、例えば高層マンションの建設予定があると、それに先立ちタワーマンションの下に保育園設置の準備をするというような、とても大変な対応がされていると思います。</p> <p>建築基準法では保育園の整備について厳しい基準があり、タワーマンションのようなビルの中で法令に適合させていくということは非常に難しいことですが、基準をクリアできるように工夫していただいていると思います。</p> <p>微力ながら意見をさせていただき、それが反映されてより良い設計となり、やりがいを感じております。</p>
村上委員	<p>港区の場合はビルのテナントの1階や2階といった非常に厳しい制約の中、屋内で水遊びや砂遊びなどができるスペースを確保したり、屋内空間の中でできるだけ開放的なイメージを子どもたちが持てるようにICTなどを駆使したりといった提案があり、最先端の技術を駆使しながら保育の環境を良くしていくという意気込みを持つ運営者の意欲が読み取れます。</p> <p>ビルのテナントですので、水回りの位置は制約がある中で、非常に重要なトイレや調乳スペース、手洗い場など、きめ細かく使い勝手に合わせて設計するのは難しいだろうというところも、なるべくこちらの要望に答えていただき努力してくださっていると実感しています。</p> <p>一方で、港区は園庭がない園が多く、保育の質を上げていかなければいけない中で、この辺が今後の課題になるかと思います。それでも精一杯努力してくださっている運営者の意欲を感じています。</p>
委員長	<p>ただいまのご報告に関してご質問やご意見はありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(質問事項なし)</p>
横堀委員	<p>(資料3説明)</p> <p>令和6年度里親・子どもの権利擁護部会の開催状況について報告をさせていただきます。</p> <p>項番1の所掌事項についてです。里親の認定に関する事項などです。</p> <p>項番2の開催状況についてです。令和6年度は4回開催しました。</p> <p>里親の認定に関する事項は、養子縁組を目的とせず子どもを一定期間養育する養育家庭が1件、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親が2件の合計3件でした。</p> <p>里親申請や受託に対する動機や受託児童の養育に関する考え方、家庭環境・生活状況などについて確認し、部会で審議を行った結果、委員からのコメントを必要部分には付した上で、全ての案件について、里親として適当であるという審議結果を答申しました。</p> <p>里親の登録の更新は報告案件となっています。令和6年度は更新が10件ありました。里親の住居や現在の環境や家庭生活の状況などについて報告を受け、</p>

必要部分について改めて確認するとともに、委員の皆様と意見交換をしました。

児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合における当該措置に関する事項については、報告事項が1件ありました。保護者や子どもの意向、子どもの心身の状態、それまで児童相談所がどのように関わってきたのかなどを確認しました。

被措置児童等虐待の届出・通告については1件受理しました。受理した案件につき、経緯や状況を細やかに確認するとともに、子どもと関わる場面や支援の現場における留意点、支援者の育成などについて意見を交わし、今後に向けての要点を確認しております。

また、児童相談所の一時保護の状況や、子どもの意見表明権保障として外部から訪問するアドボケイトによる意見の聞き取りの結果報告を受けました。これは丁寧な記録を見せていただいております。

食事や日中の過ごし方、職員の対応などについて、記録を通して、一時保護中の子どもたちの思いを受けとめ、意見や要望、気持ちを尊重した業務を児童相談所が行えているか、具体的に確認しました。記録からは、児童相談所職員によって既に子どもが説明を受け、対話しているものの、自分自身の実家族の状況や一時保護中の生活の実感などについて、第三者に位置づくアドボケイトに揺れる思いを改めて伝えたり、心情をこぼしたりする子どもたちの姿もうかがえました。

子どもの意見表明を促し、発せられた多様な形での声を受けとめ、日常の支援や今後の支援過程に反映するために関係者に求められる専門性や働き、以後の支援の質の向上に向けての意見交換をしました。それらの要点を今後の実態の支援場面に生かしていただければありがたいと思います。

1年間部会に参加させていただいた、私の感想です。里親もしくはファミリーホームを増やしていくことはなかなか難しいことだと感じています。関係者がそれぞれ努力しながら手がけていますが、港区社会的養育推進計画が策定された今、里親の数を増やすと同時に質が担保された養育を関係者とともにもどのように構築していくか、子どもの理解を踏まえて里親がどのように関係機関と連携されるか、社会的養護の理解を持って里親になる方をどのように増やすかなど、様々な取組課題があることを認識させられます。継続して更新される里親に必要なサポートや地域の子育て支援の姿などにも部会をとおしてふれています。今後も質的課題について委員の皆様と意見交換していきたいと思ひます。

一方、子どもの権利擁護に関する内容では、被措置児童等虐待の届出・通告の受理が1件ありました。この案件につきプロセスを詳細に確認し意見交換をしました。難しい点もありますので、子どもに関わる一つ一つの場面をどのように構成していくか説明を受け検討するとともに、保護者との対話をどのように行うかなど今後求められる支援者の専門性について重点的に確認いたしました。

また、児童相談所設置以来、先駆的に子どものアドボカシーの保障を推進されていることについては、一時保護所からの記録を拝見する中で、多様な成果や課題を考える機会をいただいております。大事な取組課題として委員の皆様とともに心に宿しながら、これからも丁寧に一つ一つの案件について意見を交わしていきたいと思ひます。

では、部会の他の委員の皆様からも一言ずつご挨拶、あるいは1年間を終えての感想をお願いできたらと思ひます。

令和7年4月から委員になられた岡尾委員ですが、以前も委員としてこの議論に加わっていただいております。今年度委員として戻ってこられましたので、まずは一言ご挨拶をお願いできればと思ひます。その次に武田委員、福島委員、三浦委員からも一言お願いします。

方、里親委託につながるところがまだまだかというところがありますので、どのような形で委託を行っていけばよいか考えていきたいと思えます。

権利擁護については、児童福祉法の改正により意見聴取が義務化されましたので、子どもの考え方を尊重するアセスメントを重要視していく考えが必要かと思えます。この辺については港区社会的養育推進計画に盛り込まれていますので、着実に実行されたいと思えます。

里親については、子どもの愛着関係や発達障害などについて養育の配慮が大事になりますので、そういったところを里親に理解いただけるように、里親の更新登録についても今後議論させていただきたいと思えます。

武田委員

港区だけではないかもしれませんが、里親の認定更新に関しては一定程度数がありました、高年齢の方が増えていると思えます。そういう面で未委託の里親が増える可能性が懸念されますので、その辺りへの対応が今後必要になると思えます。

被措置児童等虐待対応とアドボケイトに関しては、とても丁寧に記録を確認させていただく機会がありましたので、委員の皆さんと協議をする中で、今後の対応と一緒に相談していくことができたと思えます。

一時保護所だけでなく、施設入所の子どもに関してもアドボケイトが出向いて聴取する事例も見受けられましたので、そうした事例が増えるといいのではないかと思えます。

福島委員

例年に比べると部会の開催回数が減っていると感じています。

児童相談所開設時は世間に騒がれましたが、現在は落ち着いて安定的に児童相談所を運営されているかと思えますので、これからも安定的に運営がされればいいと思えます。

三浦委員

里親の健康状態を一定の状態担保するという部分については、継続して達成できたと感じています。

アドボケイトの報告書を拝見し、何気ない話をしているようでいて、きちんと問題にフォーカスを当てていく話の進め方のうまさを感じています。ぜひこれらの活動が今後とも発展していくことを願っています。

委員長

ただいまのご報告に関してご質問やご意見はありますか。

A委員

児童又は保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合について、審議件数が0件とありますが、子ども又は保護者と意向が一致しない場合が元々少なかったのか、一定数あったが児童福祉審議会まで上がってこなかったのか、どちらでしょうか。

相談援助担当課長

保護や措置の件数が減っているわけではありませんので、毎年一定数の件数はあります。その中で様々な衝突もありますが、児童福祉司や児童心理司が丁寧に保護者や本人の話を聞き、一つ一つ理解を得ながら進めています。

スケジュール管理については、長期化させないように組織として対応し、結果として同意をいただいていると認識しています。

A委員

児童福祉法第28条事例などはあまりなかったということですかね。それは何よりです。ケースワークの成果ということですね。

委員長

資料はありませんが、児童虐待死亡事例等検証部会が設置されております。部会長として私から報告をさせていただきます。令和6年度は所掌事項がありませんでしたので開催していません。

児童虐待死亡事例等検証部会は開催がない方がいい部会ですので、開催なしということはそれなりの評価ではあると思えますが、死亡や重大事例にならな

ければいいということではなく、虐待の発生を予防することや、発生しても早期に介入、支援することが大切だと思います。

ただいまのご報告に関してご質問やご意見はありますか。

委員一同

(質問事項なし)

児童相談課長

(資料4、資料4-2説明)

令和6年度社会的養育推進計画策定部会の開催状況についてご報告させていただきます。

令和6年6月10日から令和7年3月31日までの臨時部会として3回開催しました。

資料4-2の港区社会的養育推進計画の60ページに社会的養育推進計画策定部会の委員を掲載しています。横堀委員と岡尾委員にも担っていただきました。

59ページには、部会のほか、庁内の策定委員会の開催状況を記載しています。庁内の策定委員会は4回開催しました。庁内の策定委員会の委員は、項番2の検討体制に記載のとおりです。

本計画の中身を簡単に紹介させていただきます。

2ページの2段落目です。令和4年6月に児童福祉法が改正され、令和7年度から令和11年度を期間とする社会的養育推進計画の策定が求められることになりました。こちらを受けて令和6年度中に本計画を策定しました。

4ページは本計画の位置付けです。令和7年から令和11年までの5年間の計画とし、港区地域保健福祉計画や港区子ども・若者・子育て総合支援計画と整合を図りながら、東京都社会的養育推進計画とも連携する形で個別計画として策定しているものです。

6ページでは本計画の体系を表でまとめています。下の点線囲みに記載している国の策定要領で示す記載事項が、港区社会的養育推進計画のどの部分に記載しているかを表しています。

7ページは港区の社会的養育等の体制のイメージです。縦軸に子ども・子育て支援とハイリスク支援があります。この縦軸をカバーする組織として港区子ども家庭総合支援センターがあります。港区子ども家庭総合支援センターは子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の3つの施設の複合施設です。

また、港区子ども家庭総合支援センターだけで社会的養育を賄うのではなく、横軸にあるように母子保健を担う保健所や、障害児支援を担う区役所の障害者福祉課など、これらの関係機関が一体となって社会的養育を推進していく体制を表しています。

資料4の項番5の本計画の進捗状況報告についてです。本計画の進捗状況については、毎年度、評価のための指標等により自己点検及び評価を実施し、港区児童福祉審議会へ報告します。本計画期間は開始したばかりですが、来年度の児童福祉審議会では、本計画の進捗状況を報告する予定です。

実際に進捗を管理する指標をいくつかご紹介します。資料4-2の19ページのヤングケアラー支援サポーター養成講座の養成者数について、令和7年度は140人としています。

26ページの児童相談所職員による保護者支援プログラムの実施数について、令和7年度は28ケースとしています。

43ページの児童福祉司による施設入所中の児童への訪問回数について、令和7年度は240回としています。

これらの指標の数字目標が令和7年度に達成されているかということ児童福祉審議会に報告をさせていただく予定です。

委員長

ただいまのご報告に関してご質問やご意見はありますか。

委員一同	(質問事項なし)
委員長	<p>しっかりした計画が策定された一方で、子ども家庭支援センターや児童相談所は非常に忙しくなっているというところで、人材の確保については何か講じられていますか。</p>
児童相談課長	<p>職員の採用が難しくなっているということは、様々なところから聞いていますが、今のところ国基準を超える職員配置ができております。また、児童相談所を開設する他自治体から研修派遣という形で積極的に職員を受け入れており、港区児童相談所での人材育成をする一方で、業務にも協力していただき、双方にとって良い関係を築けていますので、今のところ人員に関しては大変な中でもそれなりに充実できています。</p>
児童相談課長	<p>(5) 令和6年度港区児童相談所の運営状況について (資料5説明)</p> <p>資料5について本日差替させていただきました。申し訳ございません。差替資料に基づき説明させていただきます。</p> <p>項番1の相談受付件数です。月ごとの集計を一番右に記載しています。相談内容は虐待が一番多く合計1,215件、月平均は約100件です。令和5年度は1,086件でしたので微増しています。合計1,630件の相談を受け付けました。令和5年度は1,445件でしたので微増しています。</p> <p>項番2(1)一時保護及び解除人数です。新たに一時保護した内訳を記載しています。合計は保護が104件、解除が91件です。保護の合計は、令和5年度が68人でしたので約1.5倍増加しています。</p> <p>(2) 児童相談所内一時保護所の定員は、児童相談所開設当初から変更しておりませんが、男児4人、女児4人、幼児4人の合計12人です。</p> <p>(3) 一時保護所の様子です。児童の状況に合わせて、通学、通院、外泊を行うほか、散歩や遠足、スポーツ行事、季節行事等を実施しました。</p> <p>開設当初から力を入れて取り組んでいるのが通学です。可能な限り児童の意向に沿うように対応しており、昨年度14人の児童が在籍校に通学しました。</p> <p>令和6年10月に施行した港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例31条では、一時保護施設は学校教育法第1条に規定する学校に在籍する入所児童が適切な教育を受けられるよう、当該入所児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない、と努力義務として規定されており、その部分をしっかり取り組みました。</p> <p>次にウです。学齢児の定員超過が続いたことで、児童の様子に十分に配慮しながら、学習室、面接室、静養室、体育館など居室以外の部屋を使用し対応しました。令和7年3月は定員12人に対し24人の児童を受け入れた日が2日間あり、避難所のような形で体育館にパーテーションや簡易ベッドを出し、緊急対応として活用しました。</p> <p>本日時点での受入れ人数は、男児9人、女児6人、幼児0人であり、引き続き定員超過は続いています。一時に比べると少し落ち着いた状況です。一時保護15人のうち3人は学校に通っています。</p> <p>項番3(1)児童福祉施設等への入所児童数です。合計47人の児童が内訳のとおり入所しています。</p> <p>(2) 里親登録状況です。令和5年度と同数、令和7年3月末現在で養育家庭が17家庭、養子縁組里親20家庭です。日常的にフォスタリングチームみなどが里親からの様々な相談に応じるほか、月2回開催している定期的な説明会や区民まつりでの普及啓発等を実施しました。</p> <p>項番4の児童の権利擁護の取組です。一時保護所においてはアドボケイトに週1回来ていただき、希望する児童へのヒアリングを行っています。昨年度は毎週月曜日に来ていただきました。</p>



	<p>また、一時保護所に意見箱を設置したり、子ども会議を月1回開催するなど、児童の意見を丁寧に聴取しています。</p> <p>第三者評価について、児童相談所は令和6年度、一時保護所は令和5年度に実施し、それぞれ区ホームページで公表しています。</p>
委員長	<p>ただいまのご報告に関してご質問やご意見はありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(質問事項なし)</p>
委員長	<p>次年度以降、港区社会的養育推進計画の各指標にどの程度近づけたか、あるいはより充実したかをご報告いただくということにしたいと思います。</p>
子ども家庭支援センター一所长	<p>(6) その他 (机上配付資料説明)</p> <p>令和7年4月から、港区子ども家庭支援総合センターにある港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさいを活用した新たな特定妊婦支援事業を実施していますので、その内容についてご紹介します。</p> <p>項番1の背景・課題です。孤立や貧困、DVや若年妊娠などの複合的な問題を抱え、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦を特定妊婦と言いますが、特定妊婦の支援の強化が全国的な課題となっています。そのような中で、国は特定妊婦の支援の強化として、妊産婦等生活援助事業を創設する児童福祉法の改正を行いました。</p> <p>この事業は特定妊婦に対して一時的な住まいの提供や食事の提供、または日常生活の支援、児童の養育に関わる相談や助言など包括的な支援を行うものです。</p> <p>区においても、特定妊婦の相談件数は年々増加しており、その中には頼るべき親族や住まいがないという事例もあります。</p> <p>これまでみなど保健所や児童相談所等と連携して速やかな支援に取り組んできましたが、新たに母子生活支援施設の居室を活用した支援の強化に取り組んでいます。</p> <p>項番2の支援の内容です。母子生活支援施設は全部で10室ありますが、その一室を特定妊婦が産前から産後まで入所する居室として提供しています。</p> <p>子ども家庭支援センターの職員、みなど保健所の保健師、母子生活支援施設の母子支援員が連携し、相談支援、妊娠相談などの相談支援を行っています。また、生活支援として、食事提供や夜間の見守り、就労や各種行政手続きの調整など、産前から産後までの自立に向けた切れ目ない支援を行っています。出産予定病院の連携では、日常的な情報共有に加え、妊婦健診等の受診支援など、安全な出産につなげていく支援を行っています。</p> <p>現在は1家庭がこの事業をとおして入所しています。母子生活支援施設の職員が出産病院へ同行したり、総合支所の窓口に出生届などの手続きに同行したり、夜間の見守りや食事支援などを行っています。食事はお弁当を配食しています。また、みなど保健所の保健師や助産師などに新生児の訪問に来ていただき、様々な相談ができる形になっています。</p> <p>このような形で子ども家庭支援センターの職員、みなど保健所、母子生活支援施設が連携し、日常生活支援を行っています。入所期間は4ヶ月程度になりますが、特定妊婦として支援し、その後、そのまま母子生活支援施設に入所できる仕組みとなりますので、4ヶ月で支援が終わるということではなく、産前から産後の自立まで切れ目ない支援を実施できます。</p>
委員長	<p>港区として、切れ目のない支援を新たに開始したという報告を受けました。ただいまのご報告に関してご質問やご意見はありますでしょうか。</p>
B委員	<p>国や東京都による妊産婦等の生活援助支援事業の補助があると思いますが、</p>

	<p>そのような補助を利用しているのでしょうか。</p>
子ども家庭支援センター一所长	<p>国から2分の1が補助される見込みです。</p>
B委員	<p>就業や行政手続きの調整などがありますが、具体的に就労につながった実績はありますか。</p>
子ども家庭支援センター一所长	<p>今年度4月から開始して1家庭が入所している状況ですので、まだ就労支援の結果に結びついてはいませんが、必要に応じてハローワーク等と連携しながら支援していきたいと思います。</p>
C委員	<p>特定妊婦は全国的にとっても課題がありますが、メゾン・ド・あじさいの活用は本当に良いお知らせだと思います。妊娠期から安定して入所でき、その後母子生活支援施設に入所できるという条件が他自治体ではなかなかなく、他施設に移らなければいけず、うまくいかなくなってしまうこともあります。</p> <p>現在は入所件数も多くないかと思いますが、同時期に入所者が重なってしまった場合はどのように対応される予定でしょうか。</p>
子ども家庭支援センター一所长	<p>現在メゾン・ド・あじさいの稼働率は多くて5割程度ですので、室数としては余力があるかと思います。</p> <p>妊婦の入所が被ってしまったときは、他施設に依頼して受け入れていただくことはあるかもしれませんが、可能な限り本入所につなげながら、円滑に支援できるよう工夫していきたいと思います。</p>
D委員	<p>要支援者が心の内では助けを求めているながら支援につなげることができないことは一番の課題だと思います。関係者が連携し、当事者の様子をとらえながら、ニーズの発掘に重点を置いて今後も展開していただきたいと思います。</p> <p>入所者が重なった場合も柔軟に対応されるという点は安心しました。こうした取組は他自治体へのモデルにもなるのではないかと思います。</p>
委員長	<p>予定していた議題は以上となります。事務局からの連絡事項をお願いします。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>皆様遅くまでありがとうございました。</p> <p>本日の議事録について、内容を確認いただくため、後日各委員に送付をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>これにて令和7年度第1回港区児童福祉委員会を終了します。</p>
	<p>－ 閉会 －</p>